

第7 収容人員の算定

1 基本事項

- (1) 防火対象物の用途判定に従い、規則第1条の3により算定する。
- (2) 法第8条の適用は、棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）で算定する。
- (3) 令第24条の適用は、棟単位で各階の収容人員を合算した数、令第25条及び条例第49条の適用は、階単位で算定する。
- (4) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分は、防火対象物の用途判定に従い、規則第1条の3により算定する。
- (5) 2以上の用途の存する防火対象物で、主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分は、防火対象物の用途判定に従い、規則第1の3条により算定する。

2 共通の取り扱い

- (1) 従業者の取り扱いは次による。
 - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制での最大勤務者数とする。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）は従業者として取り扱わない。
 - イ 交替制勤務の場合は、1日の中で勤務人員が最大となる時間帯の数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交替時の数とはしない。
 - ウ 指定された執務用の机を有する外勤者は、従業者の数に算入する。
- (2) 令第24条、第25条及び条例第49条の適用にあたって、従業者の算定は次による。
 - ア 2以上の階で執務する者は、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、各階の従業者数に算入する。
 - イ 従業者が使用する社員食堂、休憩室及び会議室等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして従業者数に算定する。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とする。
 - ウ 更衣室は収容人員の算定から除外する。
- (3) 収容人員の算定にあたっての床面積の取り扱いは次による。
 - ア 各用途部分の床面積を指定の数値で除して得た数は、合算後に小数点以下を切り捨てる。ただし、(5)項イで和室の宿泊室が12畳を超えるものは、3㎡で除し、宿泊室ごとに小数点以下を切り上げる。
 - イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めない。ただし、(6)項イで廊下を待合スペースとしている場合は、床面積に含める。
- (4) 固定式のいす席の取り扱いは次による。
 - ア いす席相互を連結したいす席
 - イ 常時同一場所で固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席（ソファ等）
 - ウ 掘ごたつ

- (5) 長いす席の正面幅で収容人員を算定する場合は、長いす席の正面幅を合計することなく、当該長いすごとに算定する。

3 令別表第1の各項ごとの取り扱い

(1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

次に掲げる数を合算して算定する。
1 従業者の数
2 客席の部分ごとに次のイからハまでによって算定した数の合計数
イ 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅を0.4mで除して得た数）
ロ 立見席は、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数（いす席の通路は含まない。）
ハ その他の部分は、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数

ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいい、通路部分は収容人員算定の対象から除く。

イ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧等をする部分をいい、いす席の縦（横）の通路の延長部分及び非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まない。

ウ 「立見席を設ける部分」が2以上ある場合は、原則としてそれぞれの部分ごとに除算し、その都度端数の切り捨てを行った後に合算する。

エ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場（追込場）を設ける部分、移動式のいす席を設ける部分等をいう。

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

遊技場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数（長いす席は正面幅を0.5mで除して得た数）
その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数 イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数（長いす席は正面幅を0.5mで除して得た数） ロ その他の部分は、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

ア 遊技場

(ア) 遊技場は、囲碁、将棋、麻雀、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボウリング、ビリヤード、ゲーム機械、その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

(イ) 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」は次による。

- a パチンコ、スマートボール等は1人
- b 囲碁、将棋、チェス、ビリヤード等は2人
- c 麻雀卓は、1台につき4人

- d ボウリング場は、レーンに付属するいすの数
 - e ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数（例：コインの投入口の数）
 - f ルーレットゲーム等で人数に制限のないものは、原則としてゲーム台等の寄付き部分0.5mで1人
 - g 前（a）～（f）以外で遊技人数が明確に限定できるものは、その数
 - h 前（a）～（g）により遊技人数を算定できない場合は、競技卓、盤、機械等の数
- (ウ)「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」は、次の場所に固定式のいす席が設けられている場合をいう。
- a ボウリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩及び待合のための場所
 - b 前a以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所
- イ その他のもの
- (ア)「その他のもの」は、前ア(ア)以外の令別表第1(2)項及び(3)項の用途の施設をいう。
- (イ)芸者、コンパニオン等の派遣形態のものは、従業者として取り扱わない。
- (ウ)「客席の部分」は、飲食、遊興、ダンス、待合等を行う部分をいい、厨房、配膳及び控室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。
- (エ)「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ、ダンスホールの踊り場、料理店、料亭等の和室等の部分をいう。

(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

次に掲げる数を合算して算定する。
1 従業者の数
2 主として従業者以外の者の使用する部分の人数
イ 飲食又は休憩の用に供する部分（喫煙所を含む。）は、当該床面積を3㎡で除して得た数
ロ その他の部分は、当該床面積を4㎡で除して得た数

- ア 外商関係者は、長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物で勤務する場合は、従業者として取り扱う。
- イ 「主として従業者以外の者の使用する部分」は、物品の販売の用又は客の利便に供する部分（便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列棚の部分及び通路の部分も含まれる。
- ウ 「飲食又は休憩の用に供する部分」に固定式のいす席がある場合は、当該床面積を3㎡で除して得た数

(4) 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

イに掲げるもの	次に掲げる数を合算して算定する。
	1 従業者の数
	2 宿泊室ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数
	イ 洋式の宿泊室は、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数
	ロ 和式の宿泊室（12畳以下）は、当該宿泊室の床面積を6㎡で除して得た数(端数切り上げ)

	ハ 簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものは当該床面積を 3 m ² で除して得た数 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分は、次のイ及びロによって算定した数の合計数 イ 固定式のいす席を設ける部分は、当該部分にあるいす席の数に対応する数（長いす席は正面幅を 0.5mで除して得た数） ロ その他の部分は、当該部分の床面積を 3 m ² で除して得た数
ロに掲げるもの	居住者の数により算定する。

ア イに掲げるもの

(ア)「ベッドの数」は次による。

- a シングルベッド及びセミダブルベッドは 1 人、ダブルベッド及び二段ベッドは 2 人
- b エクストラベッド（追加ベッド）は、当該ベッドの数を加算する。
- c 同伴ホテルについては、一室につき 2 人と算定せずに、ベッドの種類と数により算定する。

(イ)「和室の宿泊室」は次による。

- a 当該部分の面積は畳の部分に限定され、押入れ、床の間、便所等は含めない。
- b 簡易宿所等で、各室が 3 m²未満である場合には、各室 1 人として算定する。
- c 通常宿泊者 1 人当たりの床面積がおおむね 3 m²程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当する。

(ウ)一の宿泊室に、和室部分と洋室部分が併存するものは、それぞれの部分について算定された収容人員を合算する。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

(エ)「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まない。

なお、宿泊者のみが使用する場合でも、令第 24 条、第 25 条及び条例第 49 条の規定の適用は、当該部分の収容人員を算定する。

- a 宴会場等の部分
- b レストラン及びスナック等の飲食を提供する部分
- c いす席を設けたロビー等の部分（通路部分を除く。）
- d 前 a から c までに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

イ ロに掲げるもの

常時居住している者の人数を収容人員とする。ただし、消防同意時等において、実態把握が困難な共同住宅等にあつては、次の表を参考に収容人員を算定する。

住戸のタイプ	1 K			
	1 DK	2 DK	3 DK	左記以外
	1 LDK	2 LDK	3 LDK	
算定居住者数	1 人	3 人	4 人	4 人

(6) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物

イに掲げるもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数
ロ及びハに掲げるもの	従業者の数と老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。
ニに掲げるもの	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

ア イに掲げるもの

- (ア)「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まない。
- (イ)「病床」とは、収容患者の寝床をいい次による。
 - a 洋室タイプはベッドの数
 - b 和室タイプは通常の使用状態による収容患者数に対応する数
 - c 未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベッドの数
- (ウ)「待合室の床面積」の取り扱いは次による。
 - a 廊下に接続するロビー部分を待合室としている場合は、当該部分の床面積
 - b 待合室が廊下と兼用されている場合
 - (a) 両側に居室がある場合は、廊下を幅員1.6mの部分とし、当該部分を除く床面積
 - (b) (a) 以外の場合は、廊下を幅員1.2mの部分とし、当該部分を除く床面積
 - c 診療室内の部分を待合の用に供する場合は、当該部分の床面積
- (エ) 患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により収容人員を算定する。

イ ロ及びハに掲げるもの

「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」は次による。

- (ア) 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数とする。
- (イ) 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数とする。ただし、最大人数と現場で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

ウ ニに掲げるもの

- (ア) 幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の数は、現に在籍する人数とする。
- (イ) 遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分（以下「遊戯室等」という。）は、その室の最大の収容人員とする。
この場合の階収容人員の取り扱いは次による。
 - a 法第8条の規定の適用は、当該部分を算定しない。
 - b 令第24条、第25条及び条例第49条の規定の適用は、当該部分を算定する。
- (ウ) 保育室と遊戯室等が同一階に存する場合は、それぞれの数を合算する。ただし、その数が規則第1条の3により算定された数を超える場合は、この限りでない。

(7) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

ア 児童、生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の数は、現に在籍する人数とする。

イ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下「特別教室」という。）は、その室の最大の収容人員とする。

この場合の階収容人員の取り扱いは次による。

(ア) 法第8条の規定の適用は、当該部分を算定しない。

(イ) 令第24条、第25条及び条例第49条の規定の適用は、当該部分を算定する。

ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合は、それぞれの数を合算する。ただし、その数が規則第1条の3により算定された数を超える場合は、この限りでない。

(8) 令別表第1(8)項に掲げる防火対象物

従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 閲覧室の取り扱いは次による。

(ア) 開架部分（自由に入ることができる書棚部分をいう。）と閲覧部分（児童用閲覧部分を含む。）が同一室にある場合は、開架部分以外の部分を閲覧室とする。

(イ) CD及びDVD等の視聴室は、閲覧室として取り扱う。

イ 展示室、展覧室内の展示物等の置かれている部分は、展示室、展覧室の部分として取り扱う。

ウ 従業者以外が使用する会議、集会等の用途部分は、会議室として取り扱う。

エ 来館者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、休憩室として取り扱う。

(9) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

従業者の数と浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火焚場は含まない。

蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの場合は、その浴室をいう。

イ トレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として取り扱う。

(10) 令別表第1(11)項に掲げる防火対象物

神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合でも、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数とする。

イ 祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取り扱わない。

(11) 令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物

従業者の数で算定する。

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者の他に従属的な業務に従事する者（例：食堂・売店等の従業者）を含める。

(12) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

従業者の数と主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に含める。また、屋内のプール、コート、打席がある場合は、当該部分も床面積に含める。ただし、専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に含めない。

イ 駐輪場で利用者が駐輪のために使用する部分は、床面積に含めない。

ウ 裁判所の次の部分は床面積に含める。

調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室及び法廷等

エ 銀行の待合、キャッシュコーナーは床面積に含める。

オ 理髪店、美容院等の待合の用に供する部分がいす席であっても、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数とする。

(13) 令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物

ア 各用途の部分ごとに算定した収容人員を合算する。

イ 一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定対象としない。

(14) 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物

床面積を5㎡で除して得た数で算定する。

ア 「床面積」とは、建築物の場合はその各階の床面積の合計をいう。

イ 令別表第1備考4により、(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される防火対象物又はその一部が(17)項に該当するときは、(17)項としての収容人員の算定のほか、それぞれの用途に応じて算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用する。

(15) 新築工事中の防火対象物及び建造中の旅船

仮使用認定を受けたもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 仮使用認定を受けた部分 (ア) 仮使用認定を受けた部分は、仮使用認定を受けた部分の用途に応じ、それと同等の用途の防火対象物の収容人員の算定方法により算定した数(例：店舗として利用する場合は、従業者の数及び主として従業者以外の者の使用に供する部分について算定した数)を合算して算定する。 (イ) 仮使用認定を受けていない部分は、従業者の数 2 その他の部分は、従業者の数
仮使用認定を受けたもの以外のもの及び建造中の旅客船	従業者で算定する。 従業者の数は、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とする。